

令和5年9月27日に開催された理事会において、下記の会員について会則第23条第1項第3号の処分が決定されましたので、会則施行規則第23条により公表いたします。

被処分者 亀井聡人（港支部）

処分年月日 令和5年9月27日（理事会議決日）

処分内容 廃業の勧告（廃業するまでの間の会員の権利の停止を含む。）
（東京都行政書士会会則第23条第1項第3号）

処分理由 （違反している規則、会則）

- 一 行政書士法第1条2（業務）
- 二 行政書士法第9条の2（帳簿の備付及び保存）
- 三 東京都行政書士会会則第26条（補助者）
- 四 東京都行政書士会職務上請求書関係事務及び適正な使用に関する規程
第7条（使用の制限）、第14条（事件簿への記録）、第15条（使用済み控え綴りの保管）
第16条（適正な管理）、第17条（報告及び届出義務）
第23条第1項（不適切な職務上請求書の取扱い）

被処分者は、戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（以下「職務上請求書」という。）を、探偵を兼業とする補助者に委ね、長年に渡り不必要な範囲又は職務上請求書使用が認められない事件の多数の書類を請求及び取得することを看過し、更に職務上請求書を使用した依頼事件の内容、請求及び取得された書類の使用法並びに提出先について、全てを把握していない。又、職務上請求書の使用済み控えの紛失に関し報告及び届出が為されていない。更に、事の重大性に対する認識と自身の反省意識が極めて薄い。以上の内容から上記の処分とする。